

運用指針
第2条①-イ

地権者、関係機関などへの提案及び協議

貯水池部の橋梁施工方法の変更(仮棧台から盛土)

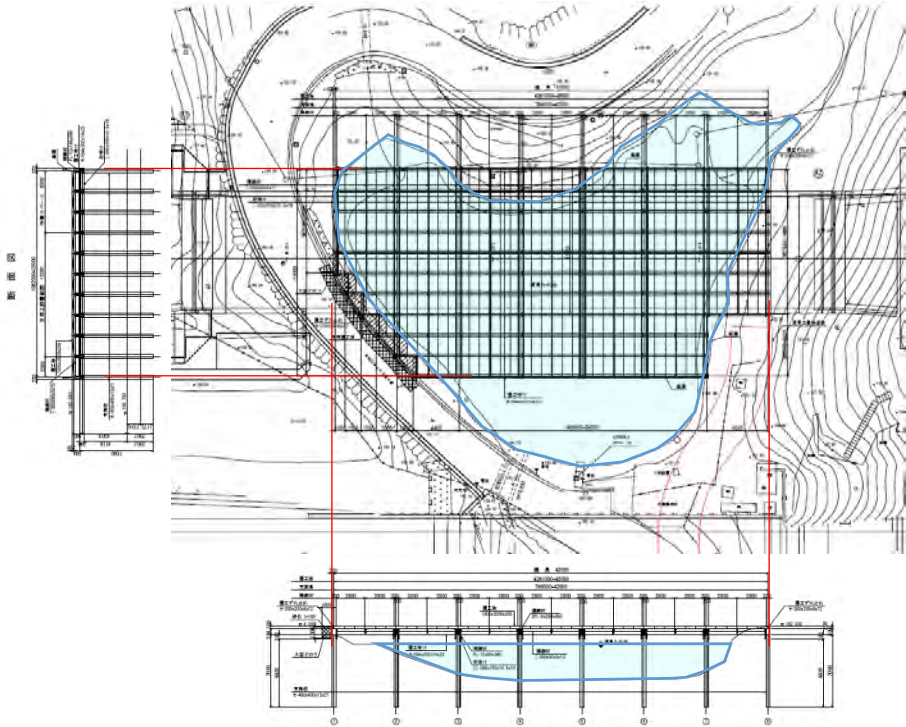
(東海環状自動車道 ^{トキ}土岐JCT～美濃加茂^{ミノカモ}IC)



- ・東海環状自動車道は、名古屋市の周辺30km～40km圏に位置する愛知県、岐阜県、三重県の都市を環状に連絡し、東名、名神高速道路と一体となって広域ネットワークを形成する大都市圏環状道路
- ・連結する道路の交通分散により、渋滞の緩和し交通機能を回復させることで、利便性の向上と沿道地域の交流・連携に寄与する路線
- ・美濃関JCT～土岐JCTは2004(H16)年度に暫定2車線で供用開始（現在、4車線化事業中）

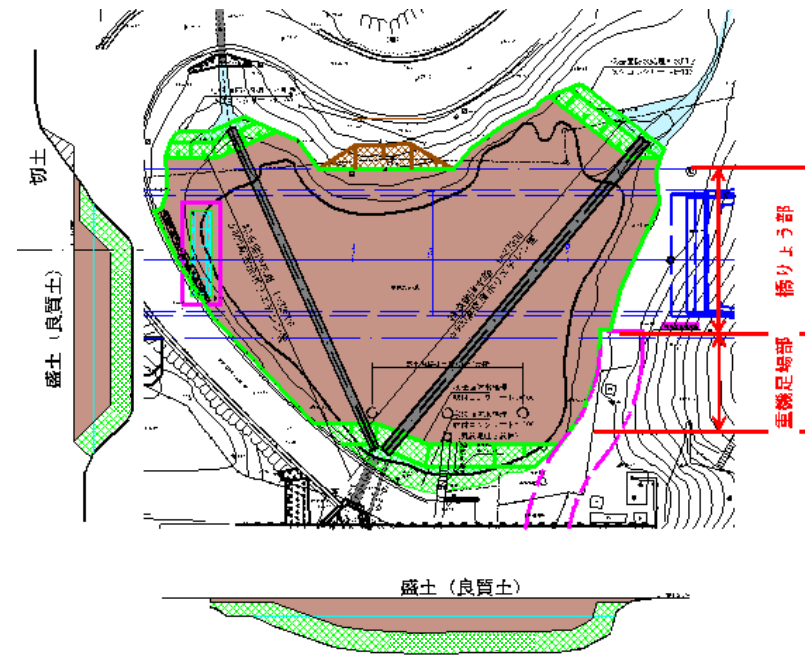
当初計画

- 関係機関との協議において、貯水池(原見ため池)を一時的に機能停止にするには、**代替貯水による機能確保**を行うことが必要があり、ため池に仮棧台を設置して上部工を施工する計画



経営努力による変更

- 他事業での減水状況を調査し、地元や行政と協議を重ねたことにより、**上流のため池からの水路を整備することで、ため池の機能停止に了解を得て盛土**
- 仮棧台の施工を取りやめることが可能となり、**建設コストを削減**



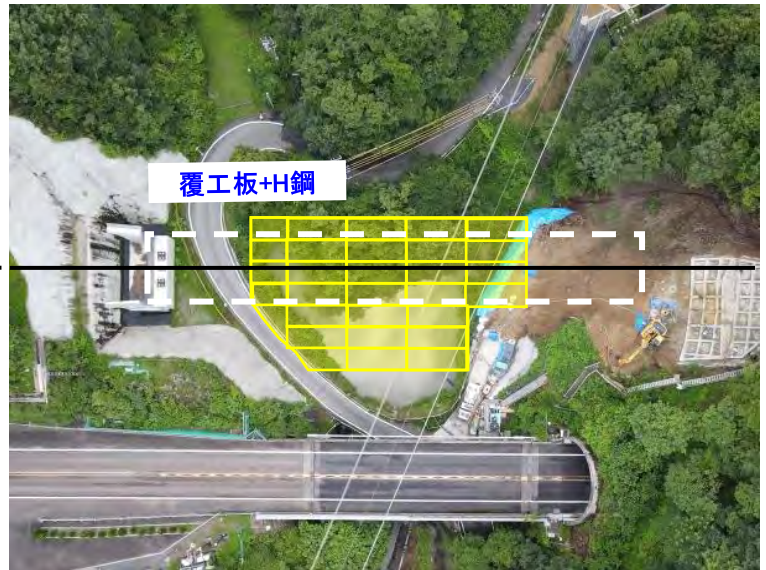
当初計画

原見ため池(約900m²)の上に橋梁上部工を施工するため、支保工を設置するヤードの構築が必要

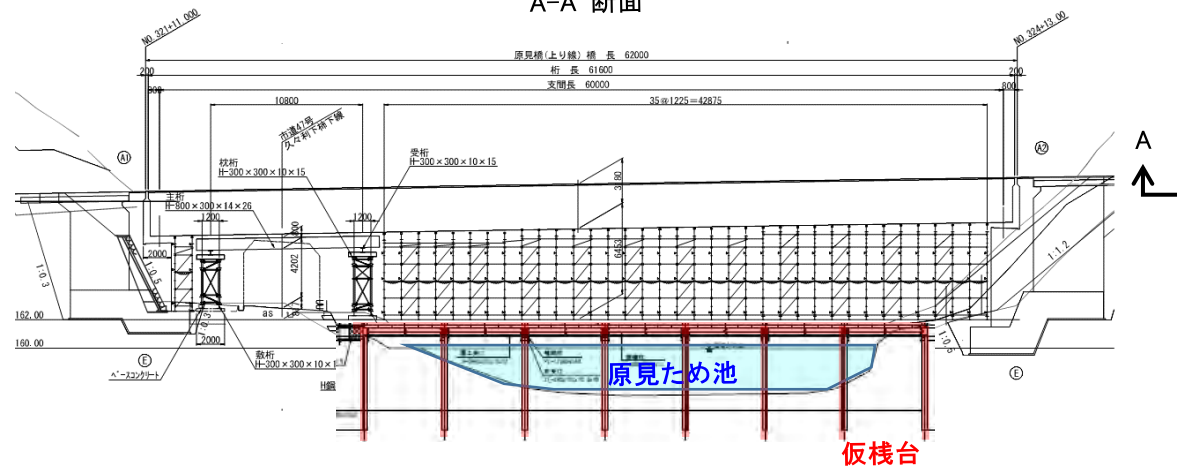
発注前行政協議

- ・ため池は稲作の農業用水として使用
- ・ため池の水を抜くには代替貯水することが条件

代替貯水箇所の確保が困難であることから、**仮栈台を設置**する計画で工事発注



A-A' 断面



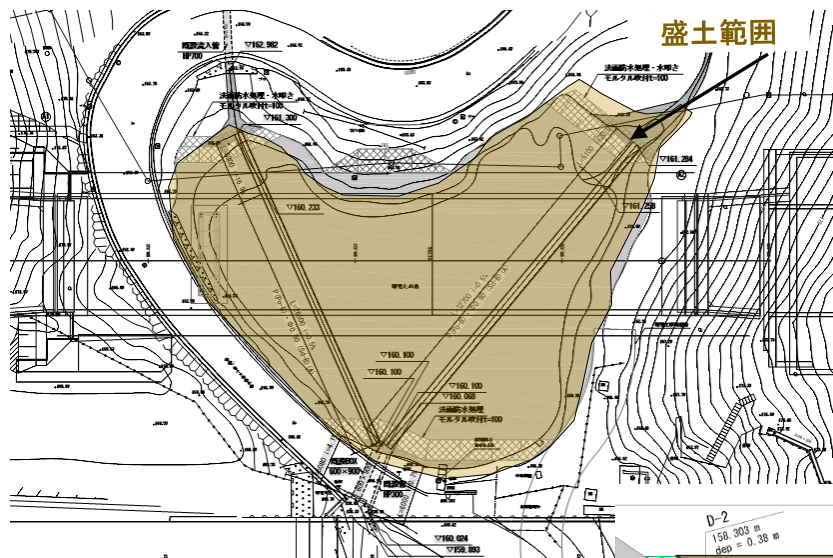
仮栈台を設置し、固定支保工にて上部工架設する計画

変更計画

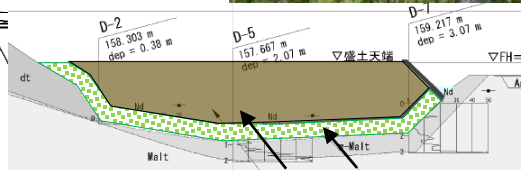
周辺状況の調査を続ける中で、約100m上流に位置するため池において、ため池改修工事が行われており、**大幅に貯水量を減らしていた**ことに着目

ため池改修工事が完了した後であれば、**原見ため池を排水して盛土が可能ではないかと考え**、再度協議を実施

上流のため池からの適切な水路を確保することを条件に、原見ため池を排水・盛土し、固定支保工にて上部工架設する計画に変更



変更計画平面図



盛土 根固め工
変更計画断面図



ため池盛土後

変更計画にむけた取組み

◆上流のため池改修工事の施工状況を確認し、原見ため池の排水および盛土の可否を協議
 ⇒上流からの水路を整備することで、原見ため池を一時的に機能停止にすることを了解
 (4ヶ月間で7回協議)

・協議の中では、原見ため池の地元が抱えている課題を抽出した。

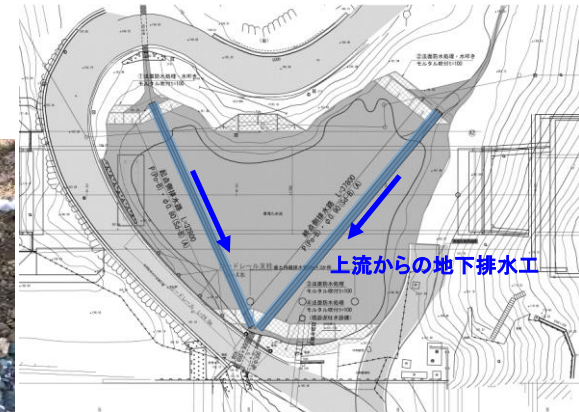
①ため池周りの立木が付近の交通の視認性を妨げていること

②ため池内へ外来種が存在していること

埋立てと同時に、立木の伐採及び、外来種の駆除(調査も実施)の対応を図ることで地元及び行政の課題も解決することができ、
双方にメリットがある取組となった。



地下排水設置状況



排水計画図



立木の支障範囲

年月	経緯
平成30年10月	行政へため池の盛土可否について協議 ⇒代替貯水の条件
令和3年1月	地元・ため池組合に仮棧台を設置する計画説明
上流のため池改修工事(令和2年8月～令和4年2月) ※県事業	
令和3年12月	仮棧台の施工を担当する工事契約
令和4年6月	地元・ため池組合とため池を盛土計画に変更する協議 (協議回数2回)
令和4年7月～8月	行政とため池を盛土計画に変更する協議 (協議回数3回)
令和4年9月	地元・ため池組合、行政と協議
令和4年10月	現地工事着手

経営努力要件適合性について

地元・行政と協議し同意を得て、ため池部に仮棧台を設置する計画から盛土に変更したことは、**会社の主体的な提案及び協議**によるものである

運用指針第2条第1項第1号イに適合

《申請する会社の経営努力》

地元及び行政と協議し、仮棧台を設置する計画から盛土に変更したことにより施工費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議